

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社マルハン
【報告者の住所又は所在地】	京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリーブ レイス丸の内28階
【電話番号】	03-5221-7777
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 太田代 光英
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社マルハン (京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社マルハンをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社イチケンをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社イチケン

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

2025年5月21日(水曜日)から2025年6月24日(火曜日)まで(25営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計(1,570,458株)が買付予定数の上限(560,800株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年6月25日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,570,458(株)	560,800(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	1,570,458	560,800
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	29,036
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	116
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(g)	72,230
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g + (b - c) + (e - f)) \times 100$)(%)	40.16

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2024年11月14日に提出した第99期中半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年5月20日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(7,284,400株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(25,514株)を控除した株式数(7,258,886株)に係る議決権の数(72,588個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ. 計算方法

応募株券等の数の合計(1,570,458株)が買付予定数の上限(560,800株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等(本公開買付けに応募した株主をいい、以下同じとします。)からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たなかったため、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行いました。

ロ. 計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主等からの買付け等をする株券等の数の合計は560,800株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	5,608.00	(A)
応募株券等に係る議決権の数	15,704.58	(B)
あん分比率	0.3570932810・・・	(A)/(B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1単元未満の株式数を四捨五入(株)	(3)により切り上げ(切り捨て)られた単元未満株式数(株)	買付株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主等に返還する株式数(株)	件数(件)
1	150,000	53,563.99	53,600	36.01	0	53,600	96,400	1
2	122,950	43,904.62	43,900	-4.62	0	43,900	79,050	1
3	84,500	30,174.38	30,200	25.62	0	30,200	54,300	1
4	83,831	29,935.49	29,900	-35.49	0	29,900	53,931	1
5	77,400	27,639.02	27,600	-39.02	100	27,700	49,700	1
6	75,000	26,782.00	26,800	18.00	0	26,800	48,200	1
7	74,100	26,460.61	26,500	39.39	0	26,500	47,600	1
8	68,000	24,282.34	24,300	17.66	0	24,300	43,700	1
9	61,800	22,068.36	22,100	31.64	0	22,100	39,700	1
10	54,049	19,300.53	19,300	-0.53	0	19,300	34,749	1
11	51,800	18,497.43	18,500	2.57	0	18,500	33,300	1
12	50,000	17,854.66	17,900	45.34	0	17,900	32,100	1
13	48,000	17,140.48	17,100	-40.48	100	17,200	30,800	1
14	39,700	14,176.60	14,200	23.40	0	14,200	25,500	1
15	35,000	12,498.26	12,500	1.74	0	12,500	22,500	1
16	31,900	11,391.28	11,400	8.72	0	11,400	20,500	1
17	29,600	10,569.96	10,600	30.04	0	10,600	19,000	1
18	28,500	10,177.16	10,200	22.84	0	10,200	18,300	1
19	25,800	9,213.01	9,200	-13.01	0	9,200	16,600	1
20	24,000	8,570.24	8,600	29.76	0	8,600	15,400	1
21	23,200	8,284.56	8,300	15.44	0	8,300	14,900	1
22	21,100	7,534.67	7,500	-34.67	0	7,500	13,600	1
23	18,700	6,677.64	6,700	22.36	0	6,700	12,000	1
24	17,000	6,070.59	6,100	29.41	0	6,100	10,900	1
25	15,900	5,677.78	5,700	22.22	0	5,700	10,200	1
26	12,700	4,535.08	4,500	-35.08	0	4,500	8,200	1
27	12,500	4,463.67	4,500	36.33	0	4,500	8,000	1
28	9,497	3,391.31	3,400	8.69	0	3,400	6,097	1
29	9,000	3,213.84	3,200	-13.84	0	3,200	5,800	1
30	8,000	2,856.75	2,900	43.25	0	2,900	5,100	1
31	7,800	2,785.33	2,800	14.67	0	2,800	5,000	1
32	7,200	2,571.07	2,600	28.93	0	2,600	4,600	1
33	7,000	2,499.65	2,500	0.35	0	2,500	4,500	1
34	6,600	2,356.82	2,400	43.18	0	2,400	4,200	1
35	6,000	2,142.56	2,100	-42.56	100	2,200	3,800	2
36	5,000	1,785.47	1,800	14.53	0	1,800	3,200	3

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1単元未満の株式数を四捨五入(株)	(3)により切り上げ(切り捨て)られた単元未満株式数(株)	買付株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主に返還する株式数(株)	件数(件)
37	4,700	1,678.34	1,700	21.66	0	1,700	3,000	2
38	4,097	1,463.01	1,500	36.99	0	1,500	2,597	1
39	4,000	1,428.37	1,400	-28.37	0	1,400	2,600	4
40	3,900	1,392.66	1,400	7.34	0	1,400	2,500	1
41	3,100	1,106.99	1,100	-6.99	0	1,100	2,000	1
42	3,000	1,071.28	1,100	28.72	0	1,100	1,900	4
43	2,800	999.86	1,000	0.14	0	1,000	1,800	2
44	2,600	928.44	900	-28.44	0	900	1,700	2
45	2,500	892.73	900	7.27	0	900	1,600	1
46	2,400	857.02	900	42.98	0	900	1,500	1
47	2,200	785.61	800	14.39	0	800	1,400	2
48	2,100	749.90	700	-49.90	100	800	1,300	1
49	2,000	714.19	700	-14.19	0	700	1,300	2
50	1,896	677.05	700	22.95	0	700	1,196	1
51	1,800	642.77	600	-42.77	100	700	1,100	1
52	1,620	578.49	600	21.51	0	600	1,020	1
53	1,600	571.35	600	28.65	0	600	1,000	1
54	1,500	535.64	500	-35.64	0	500	1,000	2
55	1,400	499.93	500	0.07	0	500	900	3
56	1,300	464.22	500	35.78	0	500	800	2
57	1,200	428.51	400	-28.51	0	400	800	1
58	1,100	392.80	400	7.20	0	400	700	3
59	1,000	357.09	400	42.91	0	400	600	13
60	900	321.38	300	-21.38	0	300	600	3
61	820	292.82	300	7.18	0	300	520	1
62	801	286.03	300	13.97	0	300	501	1
63	800	285.67	300	14.33	0	300	500	5
64	707	252.46	300	47.54	0	300	407	1
65	700	249.97	200	-49.97	100	300	400	5
66	600	214.26	200	-14.26	0	200	400	4
67	500	178.55	200	21.45	0	200	300	12
68	400	142.84	100	-42.84	100	200	200	7
69	304	108.56	100	-8.56	0	100	204	1
70	300	107.13	100	-7.13	0	100	200	12
71	220	78.56	100	21.44	0	100	120	1
72	200	71.42	100	28.58	0	100	100	27

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1単元未満の株式数を四捨五入(株)	(3)により切り上げ(切り捨て)られた単元未満株式数(株)	買付株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主等に返還する株式数(株)	件数(件)
73	138	49.28	0	-49.28	100	100	38	1
74	105	37.49	0	-37.49	0	0	105	1
75	104	37.14	0	-37.14	0	0	104	1
76	103	36.78	0	-36.78	0	0	103	10
77	102	36.42	0	-36.42	0	0	102	6
78	101	36.07	0	-36.07	0	0	101	6
79	100	35.71	0	-35.71	0	0	100	64
80	51	18.21	0	-18.21	0	0	51	1
81	50	17.85	0	-17.85	0	0	50	1
82	20	7.14	0	-7.14	0	0	20	3
83	1	0.36	0	-0.36	0	0	1	10

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。